

平成 17 年 4 月 1 日

各 位

不動産投信発行者名

東京都千代田区神田錦町三丁目 5 番地 1
日本ロジスティクスファンド投資法人

代 表 者 名

執行役員 山 川 亮
(コード番号：8967)

問 合 せ 先

三井物産ロジスティクス・パートナーズ株式会社
取締役副社長兼業務部長 広瀬 匡志
TEL. 03-5259-6050

新投資口発行及び投資口売出しに関するお知らせ

日本ロジスティクスファンド投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、平成 17 年 4 月 1 日開催の本投資法人役員会において、本投資法人の投資証券（以下「本投資証券」といいます。）を株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）不動産投資信託証券市場に上場するにあたって実施する本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関し、下記の通り決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 公募による新投資口発行（一般募集）

(1) 発行新投資口数 55,700 口

(2) 発行価額 未定

（平成 17 年 4 月 25 日（月曜日）（以下「発行価格決定日」という。）に開催される役員会において決定する。）

(3) 発行価額の総額 未定

(4) 募集方法 一般募集とし、日興シティグループ証券株式会社及び大和証券エスエムビーシー株式会社を共同主幹事会社とする引受シンジケート団に全投資口を買取引受けさせる。なお、日興シティグループ証券株式会社及び大和証券エスエムビーシー株式会社以外の引受人は、野村證券株式会社、みずほ証券株式会社、新光証券株式会社、三菱証券株式会社及び UFJ つばさ証券株式会社（以下日興シティグループ証券株式会社及び大和証券エスエムビーシー株式会社と併せて「引受人」という。）とする。

なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、東京証券取引所の定める「不動産投資信託証券の上場前の公募又は売出しに関する規則」第 4 条に規定するブックビルディング方式（投資口の取得の申込みの勧誘時において発行価格に係る仮条件を投資家に提示し、投資口に係る投資家の需要状況等を把握した上で発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する。

(5) 引受契約の内容 引受人は、下記(9)に記載の払込期日に引受価額（発行価額）の総額

ご注意: この文書は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。

を本投資法人に払込み、一般募集における発行価格の総額と引受価額（発行価額）の総額との差額は引受人の手取金とする。本投資法人は、引受手数料は支払わない。

- | | |
|---|--|
| (6) 需 要 の 申 告 期 間
(ブックビルディング期間) | 平成 17 年 4 月 18 日（月曜日）から
平成 17 年 4 月 22 日（金曜日）まで |
| (7) 申 込 単 位 | 1 口以上 1 口単位 |
| (8) 申 込 期 間 | 平成 17 年 4 月 26 日（火曜日）から
平成 17 年 4 月 28 日（木曜日）まで |
| (9) 払 込 期 日 | 平成 17 年 5 月 6 日（金曜日） |
| (10) 投 資 証 券 交 付 日 | 平成 17 年 5 月 9 日（月曜日）（以下「上場（売買開始）日」という。） |
| (11) 金 銭 の 分 配 の 起 算 日 | 平成 17 年 2 月 22 日（火曜日）（本投資法人成立日） |
| (12) 発行価格、その他この新投資口発行に必要な事項は、今後開催する役員会において決定する。 | |
| (13) 上記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。 | |

2.第三者割当による新投資口発行（第三者割当）

- | | |
|-------------|---------|
| (1) 発行新投資口数 | 2,800 口 |
|-------------|---------|
- 下記 3.に記載のとおり、日興シティグループ証券株式会社が本投資法人の投資主である三井物産株式会社、中央三井信託銀行株式会社及びケネディ・ウィルソン・ジャパン株式会社（平成 17 年 5 月 1 日よりケネディクス株式会社に社名を変更する。以下同じ。）よりそれぞれ 1,400 口、840 口及び 560 口（合計 2,800 口）を上限として借り入れる予定の本投資証券（以下「借入投資証券」という。）の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合がある。これに関連して、日興シティグループ証券株式会社を割当先とする第三者割当による 2,800 口の投資口の追加発行（以下「本第三者割当」という。）を行うこととし、日興シティグループ証券株式会社に対し、借入投資証券の返還を目的として、2,800 口を上限とする本第三者割当による追加発行投資証券の割当を受ける選択権（以下「グリーンシューオプション」という。）を付与する。
- 日興シティグループ証券株式会社から割当口数の全部又は一部につき申込みがない場合に、申込みのなかった当該投資口については失権する。
- | | |
|------------------|--------------------------|
| (2) 割当予定先の氏名又は名称 | 日興シティグループ証券株式会社 |
| (3) 発行 価 額 | 未定
(一般募集の発行価額と同一とする。) |
| (4) 発行 価 額 の 総 額 | 未定 |
| (5) 申 込 期 間 | 平成 17 年 6 月 1 日(水曜日) |
| (6) 払 込 期 日 | 平成 17 年 6 月 1 日(水曜日) |

ご注意: この文書は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。

- (7) 申込口数単位 1口以上1口単位
- (8) 金銭の分配の起算日 平成17年2月22日(火曜日)(本投資法人成立日)
- (9) 発行価格、その他本第三者割当による新投資口発行に必要な事項は、今後開催する役員会において決定する。
- (10) 上記払込期日までに払込みのない投資口については、発行を打ち切るものとする。
- (11) 一般募集を中止した場合は、本第三者割当による新投資口発行も中止する。

3. 投資口売出し(オーバーアロットメントによる売出し)

- (1) 売出投資口数及び売出人 上限2,800口 日興シティグループ証券株式会社
上記売出投資口数は、一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、日興シティグループ証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる売出しの口数である。従って、オーバーアロットメントによる売出しの売出投資口数は上限口数を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが行われない場合もある。オーバーアロットメントによる売出しの対象となる投資口は、オーバーアロットメントによる売出しのために、日興シティグループ証券株式会社が本投資法人の投資主である三井物産株式会社、中央三井信託銀行株式会社及びケネディ・ウィルソン・ジャパン株式会社よりそれぞれ1,400口、840口及び560口を上限として借り入れる予定の投資口である(但し、係る貸借は、後記「7.その他」に記載するとおり、本投資法人の指定する販売先への販売がなされることを条件とする。)
- (2) 売 出 価 格 未定
(一般募集の発行価格と同一とする。)
- (3) 売 出 価 額 の 総 額 未定
- (4) 申 込 期 間 平成17年4月26日(火曜日)から
平成17年4月28日(木曜日)まで
- (5) 受 渡 期 日 平成17年5月9日(月曜日)
- (6) 申 込 口 数 単 位 1口以上1口単位
- (7) 売出価格、その他この投資口の売出しに必要な事項は、今後開催する役員会において決定する。
- (8) 上記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

<ご参考>

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、日興シティグループ証券株式会社に借入投資証券の返還に必要な本投資証券を取得させることを目的として、本投資法人は、上記2.に記載のとおり本第三者割当を決議し、日興シティグループ証券株式会社に対し、上記の2,800口を上限として、グリーンシュエアオプションを、平成17年5月27日(金曜日)を行使期限として付与する。また、日興シティグループ証券株式会社は、同じく借入投資証券の返還を目的として、平成17年5月9日(月曜日)から平成17年5月27日(金曜日)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、オーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限に、東京証券取引所において本投資

ご注意: この文書は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。

証券の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合がある。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、日興シティグループ証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか又はオーバーアロットメントによる売出しに係る口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合がある。日興シティグループ証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る口数から、シンジケートカバー取引により買付けた口数を減じた口数についてグリーンシューオプションを行使し、本第三者割当に応じる予定である。従って、オーバーアロットメントによる売出しに係る口数が減少した場合若しくはオーバーアロットメントによる売出しが中止された場合又はシンジケートカバー取引が行われた場合には、その口数に応じて、日興シティグループ証券株式会社がグリーンシューオプションを行使し、本第三者割当に応じて申込みをする口数は減少し、その結果、失権により本第三者割当に基づき発行する口数がその限度で減少し、又は発行そのものが行われない場合がある。

4. 今回の新投資口発行による発行済投資口数の推移

現在の発行済投資口数	1,000口
一般募集による増加投資口数	55,700口
一般募集後の発行済投資口総数	56,700口
第三者割当による増加投資口数（予定）	2,800口
第三者割当後の発行済投資口総数（予定）	59,500口

5. 今回の調達資金の使途

今回の新投資口の発行における手取金については、本投資法人が取得を予定している、不動産等を信託財産とする信託の受益権（6物件）を取得するための資金等に充当する。

6. 投資主への利益配分等

本投資法人の規約に定める金銭の分配の方針に従い利益配分等を行うものとする。

7. その他

(1) 販売先の指定

引受人は、本投資法人の指定する販売先として、本投資法人が資産の運用に係る業務を委託している三井物産ロジスティクス・パートナーズ株式会社（以下「資産運用会社」という。）の株主である三井物産株式会社、中央三井信託銀行株式会社及びケネディ・ウィルソン・ジャパン株式会社に対し、一般募集の対象となる本投資証券のうち、それぞれ900口、540口及び360口を販売する予定である。

(2) 売却・追加発行等の制限

① 三井物産株式会社、中央三井信託銀行株式会社及びケネディ・ウィルソン・ジャパン株式会社は、平成17年4月1日現在本投資証券をそれぞれ500口、300口及び200口保有する投資主であり、一般募集により更に本投資証券をそれぞれ900口、540口及び360口取得する予定である。三井物産株式会社、中央三井信託銀行株式会社及びケネディ・ウィルソン・ジャパン株式会社は、共同主幹事会社との間で、上場（売買開始）日以降1年を経過する日までの期間、共同主幹事会社の事前の書面による承諾なしに、一般募集により取得することを予定している本投資証券及び一般募集前から所有している本投資証券を売却しない旨を合意している。

ご注意: この文書は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。

- ② 本投資法人は、一般募集に際し、共同主幹事会社との間で、上場（売買開始）日以降 90 日を経過する日までの期間、共同主幹事会社の事前の書面による承諾なしに、投資口の追加発行（但し、上記 2.に記載のグリーンシューオプションによる日興シティグループ証券株式会社に対する割当に係る追加発行を除く。）を行わない旨を合意している。

以 上

ご注意: この文書は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。